

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

北海道公立大学法人 札幌医科大学

札幌医科大学附属病院

平成27年11月

目次

I	総則	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
III	新型インフルエンザ等対策に関する事項	3
IV	その他	5

I 総則

1 目的

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学が設置する附属病院（以下「病院」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

2 基本方針

病院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、北海道、関係市町村及び医療機関等（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、これを行うものとする。

3 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 未発生期
新型インフルエンザ等が発生していない状態をいう。
- ② 海外発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態をいう。
- ③ 地域発生早期
北海道において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。
- ④ 地域感染期
北海道において新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態をいう。

4 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

- (1) 病院長は、この計画を効果的に推進するため、未発生期における準備、海外発生期から地域発生早期における対応、地域感染期における対応、患者数が大幅に増加した場合の対応について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成する。
- (2) 病院長は、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 平時における関係機関との連携、協力体制

- (1) 病院長は、法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び法第8条第1項に規定する市町村行動計画における自院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、関係機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。
- (2) 病院長は、関係機関との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。
- (3) 病院長は、関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

2 対策本部の設置・運営

病院長は、法第22条第1項に基づき北海道対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、診療継続計画に基づき病院内に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 発生状況の情報収集及び発信に関すること
- ② 関係機関との連絡調整に関すること
- ③ その他医療の提供について必要な業務に関すること

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 未発生期における準備

未発生期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

2 海外発生期から地域発生早期における対応

海外発生期から地域発生早期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。

3 地域感染期における対応

地域感染期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。

4 患者数が大幅に増加した場合の対応

地域感染期において、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

5 発生時における情報収集・連携等

- (1) 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を招集・参集させて情報収集及び情報共有に当たる。
- (2) 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

6 特定接種の実施

- (1) 病院長は、新型インフルエンザ等の発生後に政府対策本部が決定する特定接種の接種総数、接種順位等をもとに北海道知事が行う指示等を受け、診療継続計画に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。
- (2) 病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

7 感染対策の検討・実施

病院長は、病院内における感染対策について検討するとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

8 北海道知事等からの職員の派遣要請に対する対応

病院長は、法第31条の規定に基づき、北海道知事又は関係市町村長から職員（医師、

看護師その他新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）で定める医療関係者に限る。）の派遣要請を受けた場合には、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、要請に応じて適切な対応を行う。

9 医薬品等の備蓄

- (1) 病院長は、診療継続計画に基づき、医薬品及び診療材料等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。

IV その他

1 職員への教育・訓練等

- (1) 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練の実施に努める。
- (2) 病院長は、地方公共団体等が主催する研修会等に職員を参加させるなど、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術の習得に努める。
- (3) 病院長は、研修会参加者等を効果的に活用し、職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施するなどの方法により職員が適切に行動できるよう努める。
- (4) 病院長は、前3項に規定する訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

2 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

附則

(施行期日)

この計画は、平成27年11月24日から施行する。